

(平成三年五月三十日付け国際連合食糧農業機関事務局長書簡)
平成七年三月十三日 外務大臣 河野 洋平

国際植物防疫条約

前文

締約国は、植物及び植物生産物に対する有害動物の防除並びにそのまん延の防止、特に、国境を越えての侵入の防止における国際協力の有益なことを認め、かつ、この目的のための措置の緊密な調整を確保することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 目的及び責任

1 植物及び植物生産物に対する有害動物のまん延及び侵入を防止するため共同のかつ有効な行動を確保し並びにその防除のための措置を促進する目的をもって、締約国は、この条約と第三条の規定に基づく補足的協定とに定める立法的、技術的及び行政的措置をとることを約束する。

2 各締約国は、この条約に基づくすべての要件を自国の領域内において満たす責任を負う。

第二条 適用範囲

1 この条約の適用上、「植物」とは、生きている植物及びその部分（種子であつて、締約国が第六条の規定に基づくその輸入の取締り又は第四條(1)(a)及び第五條の規定に基づくそれに関する植物検査証明書の発効を必要と認めるものを含む）をいい、また、「植物生産物」とは、まだ製品化されていない植物質の生産物（植物）に包含されない種子を含む）及び製品であつて、その性質上又はその加工過程の性質上有害動物物がまん延する危険を引き起こすおそれのあるものをいう。

2 この条約の適用上、「有害動物植物」とは、植物及び植物生産物に対し、有害な又は有害となるおそれのあるあらゆる種類の植物若しくは動物又はあらゆる病原体をいい、また、「検疫有害動物植物」とは、これによって危険にさらされている国の経済に重大な影響を及ぼすおそれのある有害動物植物であつて、まだその国に存在しないか又は存在するが広く分布しておらず、かつ、積極的に防除が行われているものをいう。

3 この条約の規定は、締約国が適当と認める場合には、特に国際輸送に関係して植物に対する有害動物植物を潜ませ又はまん延させる可能性のある貯蔵所、運搬機関、容器その他のすべての物にも同様に適用することができる。

4 この条約は、主として、国際貿易に伴う検疫有害動物植物について適用する。

5 この条に定める定義は、この条約の適用についてのみ認められるものであり、締約国の国内法令に定める定義に影響を及ぼすものではない。

第三条 補足的協定

1 特定の地域、特定の有害動物植物、特定の植物及び植物生産物並びに植物及び植物生産物の特定の国際輸送方法に適用する補足的協定又は別にこの条約を補充する補足的協定は、国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）が、特別の関心又は行動を必要とする特別の植物防疫問題に対処するために、締約国の勧告又は自らの発議に基づいて提案することができる。

2 1に規定する補足的協定は、各締約国がFAOの憲章及び同機関の一般規則に従って受諾した後、その締約国について効力を生ずる。

第四条 植物防疫のための国際機関
各締約国は、できる限り速やかに、かつ、最善の力を尽くして、次のものに関して措置をとる。

(a) 次の主要任務を有する公的植物防疫機関

(i) 特に植物に対する有害動物植物の存在、異常発生及びまん延を報告し並びに植物に対する有害動物植物を防除することを目的として、生育中の植物、栽培地域（田畑、植林地、育苗地、栽培園及び温室を含む）並びに貯蔵中又は輸送中の植物及び植物生産物を検査すること。

(ii) 特に植物及び植物生産物に対する有害動物植物の国境を越えての伝ばを防止することを目的として、国際取引において移動する植物及び植物生産物の積荷を検査し、並びに、適当な場合には、その他の物品又は商品の積荷で植物及び植物生産物に対する有害動物植物の伝播者の役を演ずるおそれがある状態の下に国際取引において移動するものを検査し、並びに、植物及び植物生産物であるその他の商品であることを問わず、その国際取引に関与するあらゆる種類の貯蔵及び輸送の施設を検査し及び取り締まること。

(iii) 国際取引において移動する植物及び植物生産物の積荷並びにその容器（包装材料及び植物又は植物生産物に付随するあらゆる種類の物質を含む）、貯蔵所又は使用されるあらゆる種類の輸送施設について駆除し又は消毒すること。

○外務省告示第百九十二号

昭和二十六年十二月六日にローマで作成された「国際植物防疫条約」の一部は、その第十三条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条4の規定に従い、平成三年四月四日に効力を生じた。

- (iv) 植物及び植物生産物の積荷の検疫状態及び生産地に関する証明書(以下「植物検疫証明書」という。)を発給すること。
 - (b) 植物及び植物生産物に対する有害動植物並びにその防除方法に関する情報の国内配布。
 - (c) 植物検疫の分野における研究及び調査。
 - (d) 各締約国は、自国の植物検疫機関の活動範囲及び当該機関の活動に関する説明書をFAOの事務局に提出する。事務局は、それについての情報をすべての締約国に配布する。
- 第五節 植物検疫証明書
- 1 各締約国は、他の締約国の植物検疫規則に適合し、かつ、次の規定に基づく植物検疫証明書の発給のための措置をとる。
 - (a) 検査の実施及び証明書の発給は、技術上の資格を有し、かつ、正当な委任を受けた官憲又はその権限の下にある者のみが、輸入国の当局が当該証明書を信頼することができ、かつ、書として信用して受理することができ、かつ、な状態において、かつ、そのような知識及び情報で当該官憲が信用することができ、かつ、かつ、行わなければならない。
 - (b) 植物又は植物生産物の輸出証明書又は再輸出証明書は、附属書の文書のとおりとする。
 - (c) 証明なしに改変し、又は抹消した証明書は、無効とする。
 - 2 各締約国は、植物又は植物生産物の積荷で自国の領域に輸入されるものに対しては、附属書に掲げる様式に合致しない植物検疫証明書を付することを要求しないことを約束する。追加記載に関するいかなる要求も、最小限にとどめるものとする。
- 第六節 輸入に関する要件
- 1 締約国は、自国の領域に植物及び植物生産物に対する有害動植物が侵入することを防止する目的をもって、植物及び植物生産物の輸入を律する完全な権限を有する。締約国は、この目的のため、次のことを行うことができる。
 - (a) 植物又は植物生産物の輸入に関する制限又は要件を定めること。
 - (b) 特定の植物若しくは植物生産物又は植物若しくは植物生産物の特定の積荷の輸入を禁止すること。
 - (c) 植物又は植物生産物の特定の積荷を検査し又は抑留すること。
 - (d) (a)若しくは(b)に定める要件に適合しない植物若しくは植物生産物の特定の積荷を処理し、廃棄し、若しくはその搬入を拒否し、又は当該積荷を処理し、廃棄し、若しくは自国の領域から撤去することを要求すること。

- (e) その国の経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、その輸入が禁止され又は制限されている有害動植物の一覧表を作成すること。
- 2 各締約国は、国際貿易に関する障害を最小限にするため、次の条件に従って1の規定を実行することを約束する。
 - (a) 締約国は、1に定める措置を、当該措置が植物検疫上の考慮により必要とされない限り、自国の植物検疫法規に基づいてとてはならない。
 - (b) 締約国は、植物及び植物生産物の自国の領域内への輸入に制限又は要件を定めるときは、その制限又は要件を公表し、かつ、直ちに当該制限又は要件をFAO、当該締約国が構成国である地域の植物検疫機関及び直接に関係する他のすべての締約国に対して通報する。
 - (c) 締約国は、自国の植物検疫法規に基づいて植物又は植物生産物の輸入を禁止するとき、その決定を理由を付して公表し、かつ、直ちにその旨をFAO、当該締約国が構成国である地域の植物検疫機関及び直接に関係する他のすべての締約国に対して通報する。
 - (d) 締約国は、特定の植物又は植物生産物の積荷の輸入が指定した輸入地点を通じてのみ行われることを要求するときは、その地点を、国際通商を必要としないように選択する。締約国は、当該輸入地点の一覧表を公表し、かつ、当該一覧表をFAO、当該締約国が構成国である地域の植物検疫機関及び直接に関係する他のすべての締約国に対して通報する。輸入地点に関するこのような制限は、当該植物又は植物生産物が植物検疫証明書を伴うこと又は検査され若しくは処理されることを必要としない限り、行ってはならない。
 - (e) 締約国の植物検疫機関が植物又は植物生産物の積荷に対し輸入のために行う検査は、当該植物の枯死しやすさ又は当該植物生産物の変敗しやすさに十分な考慮を払って、できる限り速やかに行われるものとする。商業用又は証明済みの植物又は植物生産物の積荷が輸入国の植物検疫法規の要件に適合しないことが判明したときは、当該輸入国の植物検疫機関は、輸出国の植物検疫機関にその旨を適切かつ十分に通知することを確保する。

- (f) 締約国は、特に穀物、果実、野菜及び切花のような栽培の用に供しない植物又は植物生産物に対し、植物検疫証明に関する要件を自国の植物生産を危うくしない範囲内で最小限にとどめるための措置をとる。
 - (g) 締約国は、十分な防護措置をとりつつ科学的調査及び教育の目的をもって、植物及び植物生産物並びに植物に対する有害動植物の検本を輸入するための措置をとることができ、有用であるとする生物防除体を導入する場合においても、十分な防護措置をとることが必要である。
 - 3 この条に定める措置は、締約国の領域を通過する貨物に対しては、当該措置が自国の植物検疫に必要でない限り、適用がないものとする。
 - 4 FAOは、すべての締約国及び地域の植物検疫機関に対し、2の(b)から(d)までに定める輸入の制限、要件、禁止及び規則に関して受領した情報を頻りに提供する。
- 第七節 国際協力
- 1 締約国は、この条約の目的を達成するため、相互にできる限り協力する。特に、
 - (a) 各締約国は、植物に対する有害動植物に関する世界通報機関を設置するため、既存機関の施設及び役務を十分に利用し、かつ、その設置についてFAOと協力し、かつ、当該機関が設置されたときは、次の情報を、締約国に配布するためにFAOに定期的に提供することと同意する。
 - (i) 直接的又は潜在的危険のある植物及び植物生産物に対する有害動植物で経済的に重大な影響のあるものの存在、異常発生及びまん延に関する報告。
 - (ii) 植物及び植物生産物に対する有害動植物の防除について有効と認められる方法に関する情報。
 - (iii) 各締約国は、作物生産を著しく阻害し、かつ、緊急事態に対応する国際的行動を必要とするような特定の破壊的な有害動植物を撲滅するための特別な運動にできる限り参加するものとする。
- 第八節 地域的植防疫機関
- 1 締約国は、適当な地域に地域的植防疫機関を設置するため、相互に協力することを約束する。
 - 2 地域的植防疫機関は、対象地域における調整機関としての任務を行い、この条約の目的を達成するため各種の活動に参加し、及び、適当な場合には、情報の収集及び提供を行う。

- 第九節 紛争の解決
- 1 この条約の解釈若しくは適用に関し紛争がある場合又は締約国が、他の締約国の行動が第五節及び第六節に基づく当該他の締約国の義務、特に、当該締約国の領域から輸出される植物若しくは植物生産物の輸入を禁止し若しくは制限する根拠に関する義務に違反すると認める場合には、一又は二以上の関係国は、紛争問題を審議するための委員会の任命をFAOの事務局に要請することができる。
 - 2 FAOの事務局は、1の要請があったときは、関係政府と協議の後、当該関係政府の代表者を含む専門委員会を任命する。当該委員会は、関係政府が提出するすべての文書その他の証拠書類を考慮して、紛争問題を審議する。当該委員会は、FAOの事務局に報告書を出し、事務局は、これを関係政府及びその他の締約国の政府に送付する。
 - 3 締約国は、この専門委員会の勧告が、性質上拘束的ではないが、意見の不一致を生ぜしめた事項についての関係政府による再考の基礎となることに同意する。
 - 4 関係政府は、専門委員会の費用を均等に分担する。
- 第十節 既存条約との代替
- 1 この条約は、締約国間においては、千八百八十一年十一月三日の「フィロキセラ・ヴァスタトリックス」に対してとるべき措置に関する国際条約及びその追加として千八百八十九年四月十五日にベルヌで署名された条約並びに千九百二十九年四月十六日にローマで署名された植物防疫に関する国際条約を廃止し、かつ、これらの条約に代わるものとする。
- 第十一節 適用される地域
- 1 いずれの国も、批准若しくは加入の時又はその後いつでも、国際関係について当該国が責任を有する地域の全部又は一部にこの条約を適用する旨の宣言をFAOの事務局に通告することとができるものとし、この条約は、事務局がその宣言を受領した後三十日目の日からその宣言において指定するすべての地域について適用するものとする。
 - 2 1の規定に従ってFAOの事務局に宣言を通告した国は、いつでも、その宣言の適用範囲を変更し又はこの条約の規定のいずれかの地域に関する適用を停止する旨の宣言を更に通告することができる。その変更又は停止は、事務局長がその旨の宣言を受領した後三十日目の日から効力を生ずる。

3 FAOの事務局長は、この条に基づいて受領した宣言をすべての署名国及び加入国に通報する。

第十二条 批准及び加入

1 この条約は、千九百五十二年五月一日まですべての国の署名のために開放しておくものとす。かつ、できる限り速やかに批准されなければならない。批准書は、FAOの事務局長に寄託する。事務局長は、その寄託の日付を各署名国に通告する。

2 この条約は、第十四条の規定に従って効力を生ずると同時に、非署名国の加入のために開放しておく。加入は、FAOの事務局長に加入書を寄託することによって行い、事務局長は、すべての署名国及び加入国に通告する。

第十三条 改正

1 この条約の改正に関する締約国の提案は、FAOの事務局長に通告するものとする。

2 FAOの事務局長が締約国から受領したこの条約の改正案は、FAOの総会の通常会期又は特別会期に承認のため提出するものとする。その改正案が重大な技術的変更を含み、又は締約国に新たな義務を課するものである場合には、その改正案は、総会に先立ちFAOが招集する専門家諮問委員会によって審議されるものとする。

3 この条約の改正案の通告は、当該事項が審議されるべき総会の会期の議事日程が発送される時以前に、FAOの事務局長が締約国に送付する。

4 この条約の改正案は、FAOの総会の承認を必要とし、締約国の三分の二の受諾の後三十日目の日から効力を生ずる。ただし、締約国に対する新たな義務を含む改正案は、各締約国については、当該締約国が受諾したときのみ、その受諾の後三十日目の日から効力を生ずる。

5 新たな義務を含む改正の受諾書は、FAOの事務局長に寄託するものとする。事務局長は、その受諾書の受領及び改正の効力発生をすべての締約国に通報する。

第十四条 効力発生

この条約は、三の署名国の批准と同時に、当該三の国の間で効力を生ずる。その後批准し、又は加入する各国については、その批准書又は加入書の寄託の日から効力を生ずる。

第十五条 廃棄

1 締約国は、いつでも、FAOの事務局長あての通知により、この条約の廃棄を通告することができる。事務局長は、直ちに、すべての署名国及び加入国にその旨を通報する。

2 廃棄は、FAOの事務局長が1の通知を受領した日から一年後に効力を生ずる。

植物検疫証明書様式

番号

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

植物防疫機関

積荷明細

輸出者の住所及び氏名

申告された荷受人の住所及び氏名

こん包の数及び明細

識別記号

原産地

申告された輸送方法

申告された輸入地点

生産物の名称及び申告された数量

植物学名

上記の植物又は植物生産物は、適切な手続に従って検査され、検疫有害動植物に侵されておらず、その他の有害な有害動植物にも実質上侵されていないと認められるものであり、かつ、これらの植物又は植物生産物は、輸入国の現行植物検疫法規に適合すると認められるものであることを証明する。

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理

製剤又は消毒の処理